

議案第60号

区議会提出議案に関する意見聴取
(家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定)

上記の議案を提出する。

令和5年9月11日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。



5世総第297号
令和5年8月28日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案件名
（1）家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和5年第3回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和5年9月11日（月）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 水芦 内線2064

議案第 号

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定

上記の議案を提出する。

令和5年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、本案を提出する。

家屋損傷事故に係る損害賠償額の決定

令和5年3月2日東京都世田谷区成城九丁目 [REDACTED] において発生した世田谷区立千歳小学校敷地内の樹木の剪定作業中に落下した枝の接触による家屋損傷事故について、下記のとおり損害賠償額を決定する。

記

1 金額 金3,142,434円

2 相手方 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]